

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
費用の分析	① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	※
	⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
	⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
	⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

#### ○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、特定既存耐震不適格建築物の数（可能であれば、①病院、集会場、百貨店等（改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第一号関係）、②小学校、老人ホーム等（同条第二号関係）、③火薬類、石油類等を一定量以上貯蔵又は処理する施設（同条第三号関係）、④通行障害建築物（同条第四号関係）ごとの数）が分かれば、御教示ください。

#### ○ 国土交通省の説明

「特定既存耐震不適格建築物」の数は、

①と②を合わせた旧耐震の棟数は、43,310棟

③の旧耐震の棟数は、339棟

④の旧耐震の棟数は、11,126棟

です（平成24年8月国土交通省調べ）。

### 《その他の社会的費用に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

その他の社会的費用についての記載がないが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列举し、説明することが必要である。具体的には、当該報告の結果、所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の実施等に係る指示を行うことが想定され、所有者が当該指示に従った場合には、耐震診断及び耐震改修に係る費用が発生することが想定される。

#### ○ 国土交通省の説明

改正前においても、所管行政庁が特定建築物の所有者に対して、報告徴収や立入検査を踏まえて、耐震診断及び耐震改修の実施等に係る指示を行うことは可能である。今回の規制新設では、報告徴収が可能な事項に建築物の構造の状況を加え、よりの確な指示が行えるようにするのみであり、指示の対象者の範囲を拡大するものではない。このため、本件規制の追加により、新たにその他の社会的費用が発生することは想定していない。